

平成26年 7月 4日

各 位

一 関 信 用 金 庫

外国口座税務コンプライアンス法に基づくお取引時のご確認について

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA(ファトカ)」といいます。）およびFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、平成26年7月1日から、お取引時にお客様が米国税法上の納税義務者等に該当されるか否かをご確認させていただくことになりました。

ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当された場合には、開設いただいた口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただくことになります。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>
一関信用金庫 事務部（岩淵、千葉）
電話 0191-23-6111(代表)

お客様各位

To our customers:

一関信用金庫

The Ichinoseki Shinkin Bank

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について

FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act)は、米国人や米国法人等による租税回避行為を防止するために成立した米国の法律であり、米国外の金融機関に、以下の方々に関する口座情報を、米国の税務当局に対し報告することを求めています。また、わが国政府は、わが国の金融機関に対し、FATCA を遵守することを要請しております。なお、FATCA に基づく必要書類をご提出いただけない場合、口座開設を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

Under the U.S. FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act), we are classified as a foreign financial institution. This means that we are obliged to report information with respect to the accounts of certain customers, as defined below, to the U.S. Internal Revenue Service. We are required to comply with FATCA by the Japanese government. If you do not submit the document we require to meet our FATCA obligations, you will not be able to open an account with us. We appreciate your cooperation and understanding.

報告対象となるお客様

Customers to be required to report

- ▶ 米国民(米国籍保有者)又は米国居住者(米国法人・事業体を含む)
U.S citizen or resident (including U.S. entity)
- ▶ 米国民(米国籍保有者)又は米国居住者である自然人が実質支配する米国外の法人
Non-U.S. entity which is substantially controlled by the person who is a U.S citizen or resident (natural person)
- ▶ FATCA の枠組みに参加していない米国外の金融機関(不参加金融機関)
Non-participating foreign financial institution

FATCA の全体像(イメージ)

